

変化する企業再編の法体系 (新しい企業法律の意味するもの)

独占禁止法の一部が改正されて純粋持株会社の設立が認められたのは平成9年6月のことだった。また平成11年8月の商法改正で株式交換・株式移転制度が創設され、今年4月には民事再生法が施行された。更に先の国会では会社分割法が成立し来年1月より施行されることになっている。こうした一連の法改正は、企業の事業活動が従来の法体系では対応出来ないほど大きく変化していることを示している。

純粋持ち株会社と云い、株式交換・株式移転制度や会社分割制度と云った専門用語を聞いてもピンと来ないかも知れないが、そして私自身も良く解っているとは云えないが、それでも「大変化の時代」の中での法改正の意味を知っておく必要はあると思うのだ。当然であるが、企業経営者はこれらの動きと無縁ではいられない。

法律の改正は、時代の変化に先立って行われるものではない。一般的には、時代の変化を追認、若しくは後追いするものである。既に起こっている現実、あるいは変化する現実に法的に追従するのが法改正だとすれば、既に起こっている現実こそ直視しなければならない。

独占禁止法及び商法改正は、そんな眼で見ると、日本企業弱体化という現実と繋がっている。「このままでは駄目になってしまう」という危機感が背景にある。この一連の法改正のキーワードは「企業再編手法の多様化」と表現できるだろう。勿論それを促しているのは事業活動・経済活動のグローバル化である。地球上の経済活動の一体化は、一面では保護主義や民族主義の先鋭化をもたらすはするが、必然的に経済活動ルールの整合性・統一化を求めて止まない。

既に会計分野では国際会計基準への移行が順次進められているが、企業法律改正はそれと表裏の関係にあると理解すべきだ。とすれば、一連の法改正の意味を知っておいて損ではない。

純粋持ち株会社は事業持ち株会社と違って、自らは事業を行わず純粋に事業会社(子会社)の株式保有を目的とした会社である。純粋持株会社は戦前までは存在したが戦後独占禁止法で禁止された。禁止された会社形態が再び浮かび上がって

きた。既に公開企業でも、ソフトバンクや大和証券グループ本社等が純粋持株会社となっているが、中小・中堅企業においても純粋持株会社が次々と出てくるかも知れない。何故純粋持株会社か?その理由こそ最も重要なところであるが、法改正の目的によれば、国際競争力の強化、構造改革の推進、事業活動の活性化の3点が挙げられている。純粋持株会社を作っただけでそれらの目的を達成出来るとは思えないが、少なくとも意思決定の迅速化や事業展開リスクの分断には有効な仕組みとなろう。

次に株式交換・株式移転制度であるが、この制度はお金を使わないで、しかも比較的簡単に100%親会社を作ることを目的としている。100%子会社を設立するのは今迄も盛んに行われてきたが、100%親会社を作るのは簡単ではなかった。抜け殻方式等方法がなかった訳ではないが、より使い勝手を良くした。

この制度によって他社・他社事業部門買収が資金をかけないで可能となるし、純粋持株会社設立も簡単になる。企業グループの再編やM&Aがより活発になるだろう。

また、先の国会で成立した会社分割法であるが、これも企業再編手法の多様化を目的としている。会社を分割する手法は、従来は子会社としてしか出来なかったが、この法律によって兄弟会社として分割できるようになる。事業部門の独立、他社事業部門の買収等に活用されそうだ。

実はこの法律の成立を待っていた金融グループがある。みずほファイナンシャルグループ(興銀・富士銀・一勧)である。同グループは、株式移転制度と会社分割制度を使って、3行を統合した上で事業分野別に会社分割する予定である。

こうした企業再編の動きは、中小企業には遠い世界の出来事のように見えるかも知れない。純粋持株会社といい、株式交換・株式移転といい、あるいは会社分割といい、そんなもの関係ないというのが本音だろう。時代の変化に無縁でいられる企業だったらそれで良いかも知れないが、しかし中小企業と云えども時代の流れ・環境の変化に対応して行かなければならないのは自明のことだ。今、何が起こっているのか?それを正確に云う力量がないが、伝えて行きたい気持だけはあ